

第7回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年9月4日（木） 13:00～16:40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、山本隆司構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷内閣府地方分権改革推進室参事官、高角内閣府地方分権改革推進室参事官、米澤内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生内閣府地方分権改革推進室参事官 ※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番37：NPO法人の認証等権限の中核市への移譲（内閣府）>

（高橋部会長）内閣府は、提案内容について「全ての中核市の意見とは言い難いのではないかと回答している。中核市全体からの要望があった場合、移譲すると考えていいか。

（内閣府）全ての中核市からの要望であると確認できれば、移譲することは可能である。また、現在行われている超党派の議員連盟で、議論の俎上に乗せることはやぶさかではない。ただし、権限移譲に伴う財源措置をどうするかなどの問題を検討する必要がある、また、国税庁との調整も必要となる。

（高橋部会長）所轄庁の権限を指定都市に移譲して2年ほどが経過するが、これまでに関係者から意見は出てきているのか。

（内閣府）全国の所轄庁との意見交換の中では、事務処理に要する時間や内容等にバラつきがあるといったNPO法人からの厳しい意見について事実確認を行っている。また、超党派の議員連盟においても、今後議論が進むのではないかと。来年の通常国会に法案が提出されることも考えられる。

（高橋部会長）法律上の措置により、手挙げ方式による権限移譲とすることは可能か。

（内閣府）手挙げ方式により、希望する中核市のみへ権限移譲を行うことは検討の余地があるが、最終的には議員連盟の議員やNPO側の意見も聞く必要がある。また、既に、条例による事務処理特例制度を利用し、中核市において認証事務を行っている例もある。

（谷参事官）第2次分権一括法において指定都市への権限移譲を行ったが、今回の中核市への権限移譲についても一括法により対応することは可能か。

（内閣府）可能性としてはあり得る。中核市への権限移譲を一括法により対応するという方向性が見えれば、早めに議員連盟に相談し、合意形成に向けて動いていきたい。

<通番38：新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長（内閣府）>

（高橋部会長）設立の数年後に活動を活発化するNPO法人もあるため、スタートアップ支援のみにこだわる必要はないのではないかと。

（内閣府）仮認定制度の経過措置を延長するという点については、前向きな意見もある一方で、設立後のどの段階であっても仮認定を受け、3年間の税制優遇を受けられるという制度が適切なのかという疑問もある。また、NPO法人は設立の基準も厳しくなく、法の趣旨から、極力公権力を行使せず、市民の監視を基本とする、というものである。仮認定されれば寄附による税制優遇を受けられることができるため、設立と解散とを繰り返す、その度に税制優遇を受けられる法人が出てくるという懸念もある。

（高橋部会長）仮認定には一定の基準があり、すべてのNPO法人を仮認定する制度ではない。

（内閣府）仮認定の審査は基本的にネガティブチェックであり、仮認定を受けることは容易である。

（高橋部会長）仮認定の具体的な要件は何か。

（内閣府）PST（パブリック・サポート・テスト：団体が広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるもの）基準以外の基準は、①自らの会員に利益となる共益的活動割合が50%未満であること、②組織あるいは経理が適正であること、③活動内容が適正であること、④確実に

情報公開していること、⑤法令違反がないこと、⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること、⑦設立日から1年を超える期間を経過していることである。

(山本構成員) 設立後5年、仮認定期間3年という期間は、認定基準を満たすまでに要する時間として現実的なものであるか。現在は経過措置期間中であるため設立後5年を超えるNPO法人も仮認定を申請しているが、設立後の経過年数、その経過年数ごとの申請団体数、経過措置による弊害は出ているのかなどを調査し、年数を見直す余地があるのではないか。

(内閣府) 仮認定制度が規定されて2年半しか経過していないため、現状では大きな問題は発生していないが、今後検討の余地はある。

(伊藤構成員) NPO法人等からの問合せの状況はどうか。

(内閣府) NPO法人からいくつかの要望が出ている。

(伊藤構成員) 特定非営利活動促進法附則第19条ではPST基準の見直しも含むと規定されているが、仮認定制度の設立後経過年数及び経過措置期間の延長についても、要望が強ければ検討するのか。

(内閣府) 仮認定により税制優遇が認められるため、要望があれば全て認められるというのではなく、適切かつ慎重に検討を行う必要があるが、今後、超党派の議員連盟がNPO法人の適切な支援について議論していくと考えられる。その中で、仮認定制度の設立後経過年数及び経過措置期間の延長も議論のテーマになると考えられる。

<通番36：CIQ業務権限の都道府県への移譲（法務省、財務省、農林水産省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 法務省は、要請に応じて約30分かけて佐賀空港まで出張しているとのことだが、在留審査業務を行いつつ、急きょビジネスジェットが着陸することとなった場合、臨機応変に体制を組み直して職員を出張させることが可能であるのか。

(法務省) ビジネスジェットの人数であれば、それほど多くの審査官を出張させる必要はない。数百人のチャーター便であっても断ってはならないという指示を全国に出しており、必ず応援の職員を派遣して対応している。特に、佐賀空港を管轄する出張所は先般の増員により体制が整備されたため、ビジネスジェットであれば対応可能である。

また、佐賀空港に入国管理局の職員は常駐していないが、火・木曜日を除き定期便が就航しており、土・日曜日も含め定期便が就航する時間帯には職員がいる。また、火・木曜日にビジネスジェットが着陸する場合には、佐賀出張所に常勤の職員がいるため、ビジネスジェットで上陸する客の数に応じて、佐賀空港まで約30分で駆けつけることが可能である。

(伊藤構成員) 急な着陸日程の変更への対応や、深夜・早朝等の受入れなど、臨機応変な対応はどこまで可能か。

(法務省) 現在においても、到着時刻の変更等には対応している。人員も増強し、直前の変更にも対応できる。

(伊藤構成員) 財務省では、本年7月に全国の地方空港における体制整備のために14名の新規緊急増員が決定され、うち1名を佐賀空港に配置したとのことだが、当該職員はこれまでと同様に出張対応となるのか。

(財務省) 佐賀空港の対応は、久留米出張所や三池税関支署から1時間かけて出張している。今般の増員も、他の職員と同様に三池税関支署からの出張により業務に当たっている。

(伊藤構成員) 農林水産省においても防疫官2名を増員したとのことだが、これも出張による対応か。

(農林水産省) 農林水産省の防疫官2名が出張により対応している。

(厚生労働省) 厚生労働省も増員要求をしているが、佐賀空港に対しては出張対応が中心となっている。

(高橋部会長) 出張対応であっても、佐賀県の提案内容の趣旨に十分に答えられるのか。

(財務省) 臨機応変な対応は可能である。

(農林水産省) 同じく、対応可能である。従来から、業務量が増加した場合は出張人員を増やし、更に業務量が増加する場合は常駐するといった対応を取っており、今後も同様に対応していきたい。

(厚生労働省) 福岡検疫所から佐賀空港への出張により、対応可能である。ニーズが増えれば増員を要求したい。

(高橋部会長) 例えば、管理部門等の要員として佐賀県から各出張所に人員を派遣し、それに伴い余裕が出た人員を佐賀空港に常駐させることは可能か。

(法務省) 管理部門等の要員ではないが、現行も、佐賀県やいくつかの地方公共団体には、飛行場において審査前後の誘導や出入国管理カードの記載内容の確認といった補助的な業務を手伝ってもらっており、今後とも協力関係を継続したい。

(財務省) 国の定員管理が大変厳しい中、地方から税関職員として定員をいただけるのであれば有り難い。しかし、税関の各支署・出張所は少ない人数で複数の業務を分担しており、庶務のみ手伝うということは想定しがたい。

また、必要な便が来るタイミングに合わせてシフト勤務を組むのが一般的であり、便が来ない日や深夜にまで職員を常駐させることは、非効率・無駄との指摘を受けかねない。

(農林水産省) 佐賀県から庶務を行う人員の派遣を受けたとしても、それに伴い余裕が生じる人員は検査の技術を持っていないため、防疫官として佐賀空港に配置することはできない。また、職員の常駐については、当該空港に職員がいなければ業務が効率的に回らない場合には検討するが、そうでない場合は、専門的な知識を持った検査官を効率的・最適に配置するため、出張対応としている。

(山本構成員) 以前、北海道において行政実務研修員として国の機関に人員を派遣した事例があると聴くが、そのような人事交流について工夫の余地はあるか。

(法務省) 約 10 年前に北海道と一部の地方公共団体の職員に、出入国審査の補助を行ってもらったことはあったが、現在は行われていない。佐賀県との間では、空海港での誘導等をお手伝いいただいている。

(財務省) 税関業務は、非常に多岐にわたる専門知識を要するものであり、業務経験のない地方公共団体の職員が一時的に人事交流で来たとしても、当該職員が果たす役割が想定できない。

(農林水産省) 例えば病虫害の検査や判断はすぐにできるものではないため、人事交流はこれまで行っていない。

(厚生労働省) 厚生労働省では、様々な所で人事交流を行っている。しかし、厳しい人員の中で効率的な配置を行っており、地方空港の場合は定期便の到着に合わせて職員を出張させている。仮に佐賀県から人員を受け入れたとしても、効率的な人員配置の観点から現時点では佐賀空港に職員を常駐させることは厳しい。

(高橋部会長) 佐賀県は、各 CIQ 機関の退職者を任期付きで雇用することで各機関に派遣する人員を確保することを考えているが、それでは知識や能力が不十分であるのか。

(財務省) 国家公務員の身分等の問題を捨象した能力のみの話であれば、入国管理局の定年退職者は、それなりの能力を持っているはずである。

(財務省) 退職直後であれば同等程度の能力を持つと考えられるが、例えば、短時間で多くの情報を整理し作戦を検討しなければならない密輸の取締りなどでは、任期付きの佐賀県職員が税関の指揮命令系統の下で行動しなければうまくいかない。

(農林水産省) 退職した次の日であれば相応の能力はあるが、病気の知識や検査技術は日進月歩であるため、徐々に能力は落ちてくる。

(厚生労働省) 検疫官 OB であれば経験や知識はあるが、やはり指揮命令系統が課題である。

(高橋部会長) 都道府県という公権力の行使をし得る機関に対し、必要な体制を整備した上で、部分的に権力行使を認めることは、現在の法体系に鑑みても可能ではないか。

(財務省) 入国の許可、在留の許可は国家の裁量行為であり、国の責任において全国一律で行う事柄であるため、各地方が行うことには問題がある。

(財務省) 税関による水際取締りも同様であり、覚せい剤・銃砲などの治安・安全に直結するものの取締りは公権力の行使そのものである。また、国家間での情報交換や、国や都道府県をまたぐ犯則調査などは、個別の地方公共団体では行うことができない。

(農林水産省) 一度国内に入れば県域を超えて全国に蔓延する伝染病・病虫害などに関し、入国する個人に対する公権力の行使も含め、防疫は国の責務である。また、国際協定上も、輸出入の規制対象は各国が基準を決定している。

(厚生労働省) 新型インフルエンザや SARS といった感染症は、一度国内に入れば地域を超えて急速に感染が広がるおそれがあるため、水際対策は国が責任を持って行うべきである。

(山本構成員) 検疫に関しては、水際対策は国が、感染症拡大阻止などの対応は地方公共団体が行っている。これらの業務には連続性があるのではないか。

(厚生労働省) そのとおりである。水際対策と国内における拡大阻止に係る連携は大変重要である。水際で感染症を完全に防ぐことは困難であるが、世界中の感染症の情報収集と国民への注意喚起を行い、感染症が侵入した際には国内で連携して対応することが、国の責務である。

<通番 18：鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（環境省）>

(高橋部会長) 条例による事務処理特例制度の活用により市町村への権限移譲が進んでいる現状を踏まえ、鳥獣に係る一定の権限を市町村に移譲することは法的に可能ではないか。

(環境省) 例えば、熊のように、ある地域では頭数が急激に増加しているが、別の地域では減少しておりその保護が課題となっている動物も存在する。さらに、頭数が減少している地域においても、熊が人里に出現すれば被害をもたらす可能性があるため捕獲しなければならない。鳥獣に係る権限の移譲を検討する場合、時期や地域による差異が大きいため、制度上の線引きが難しい。

(高橋部会長) 一般的な基準を法令で規定した上で、鳥獣に係る権限を個別に移譲することも考えられる。

(環境省) 様々な条件を付せば、条文化は可能であろう。しかし、地域ごとに細かく条件を指定し権限移譲する場合、現行の条例による事務処理特例制度を活用した移譲と比較してメリットがないのではないかと。また、事務を完全に市町村へ移譲すると、市町村ごとの取扱いが異なる場合、県全体で熊や鹿等を管理する際に整合がとれなくなる懸念がある。都道府県において管理し、必要な部分のみを条例による事務処理特例制度を活用して市町村に移譲する現行制度が適当である。

(伊藤構成員) 鳥獣捕獲許可等が最終的に都道府県の権限となれば、市町村には都道府県から依頼され対応する事務であるという意識が残り、地域における鳥獣被害対策に責任を持つことができないのではないかと。

(環境省) 鳥獣は広域で移動するため、都道府県において管理する必要がある。また、鳥獣行政は専門的な分野であり、市町村ごとに専門家を置くことは困難である。都道府県が知見を持ち、必要に応じて市町村へ助言することがなければ、適正な執行がなされない。

(山本構成員) 都道府県と市町村の連携や、都道府県が基本的な枠組みを策定することは必要であるとした上で、特定の鳥獣対策は市町村に権限移譲できないのか。多数の都道府県が条例による事務処理特例制度を活用している中、共通項を見出すことができないか。

(環境省) 例えば、狩猟対象とされている48種類の鳥獣の中でも、条例による事務処理特例制度が活用されているものは、都道府県により異なる。そのため、類型化して整理することは困難である。

(山本構成員) 都道府県と市町村のどちらが事務を行うにせよ、連携及び情報共有は必要であり、工夫の余地がある。

(高橋部会長) 都道府県の行財政能力にも限界があるため、市町村の機動性を活かし有害鳥獣の駆除体制を構築するという考え方も可能である。

(環境省) シカやイノシシによる農業被害は危機的状況であるが、市町村ごとに捕獲許可を出すとした場合、都道府県全体で適正な鳥獣の管理などが図れるか疑問がある。専門的な人材は都道府県ですら不足しており、先日の国会での議論審議でも、「都道府県に専門的人材を増やすべきである」との附議決定がされたところである。

<通番 21：複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（環境省）>

(高橋部会長) 中央環境審議会の専門委員会において、複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業者に対する許可方法が検討された際、事業者情報が共有される仕組みを構築する必要があるという意見があったと聴いている。今回の提案については、既に事業者情報を共有するシステムがあると聴いており、そのシステムを充実させれば、中央環境審議会で示された方向性とは矛盾しない。

(環境省) 産業廃棄物収集運搬業者は広域で活動するため、行政間の連携のために許可情報を共有するシステムが構築されている。現在は、事業者名等のみを共有しているが、今回の提案を実施する場合、申請書全体や審査時使用書類も登録しなければならないと、共有すべき情報量が大きく増加する。審査はそれぞれの土地に即して行っており、例えば産業廃棄物を受け入れる処理業者に問題があるなどの場合、産業廃棄物収集運搬業者の運搬先の都道府県でなければ実際の事情を把握することは困難である。各地方公共団体が地域の实情に即した審査を行うことが、不正の防止のため重要である。

(高橋部会長) 廃棄物処理法上は、産業廃棄物収集運搬業者に対する許可権限を有しない地方公共団体も立入調査や報告徴収、改善命令等の権限を有しており、問題があれば、必要な権限行使ができるのではないかと。

(環境省) 規制緩和による審査上の見落としが原因となって不法投棄等が発生した場合、その除去に膨大な手間とコストがかかる。また、審査に当たって他の自治体に必要な意見照会を行い、各自治体が内容を確認し、回答を集約したうえで許可を出すこととなるから、本要望の実現により、産業廃棄物行政全体の負担を減らすことにつながるとは限らない。今回の提案に関して、産業廃棄物行政において苦勞している地方公共団体からは

「確かに業務の負荷が減るという面はあるが、一概にいいとは言えない」との意見を聴いている。すべての地方公共団体が規制緩和を望んでいるわけではない。

(高橋部会長) 事業者にとっては、許可申請先が1都道府県になることは負担の軽減につながるのではないか。

(環境省) 事業者にとっては許可申請先が2か所から1カ所になり、手間やコストの削減につながる。しかし、産業廃棄物行政の視点では、審査の負担を多少軽くすることにより生じる可能性のある不適正処理のリカバリーにかかる労力とコストが多いため、慎重にならざるを得ない。

(高橋部会長) 規制緩和によって、本当に不適正処理が頻発するのか。情報が適切に共有されることで、各地方公共団体が産業廃棄物収集運搬業の実態を把握できるため、不適正処理の可能性がある場合は迅速に状況を把握して対処すれば、不適正処理の防止が可能ではないか。

(環境省) 直ちに不適正処理が頻発すると考えているわけではない。高橋部会長の指摘事項は理解できるが、都道府県において自ら許可する場合と、他の都道府県からの照会に回答する場合とでは、審査に濃淡が生じる。規制緩和による審査上の見落としがないとは言えない。いくつかの地方公共団体も、同様の懸念を示している。

(山本構成員) 情報の集積という観点からは、規制緩和を行い他の地方公共団体と必要な情報を共有する方が、不適正処理を防ぐことにつながるのではないか。

(環境省) 適切な情報共有が産業廃棄物行政に資することはご指摘の通りであるが、情報共有のシステムをより丁寧・確実に扱うことになると、現行制度と手間やコストが変わらなくなる。また、各地域の環境問題については、過去の不適正事例など様々な積み重ねがあり、情報共有のみで高いレベルの指導監督を行うことは難しい。情報共有自体は有用であるが、他の地方公共団体が許可する事業者に対する指導監督が手薄になることは避けられない。

(高橋部会長) 事業者情報が共有される仕組みを構築する必要があるという中央環境審議会の議論についてはどのように考えているか。

(環境省) 現行のシステムでは許可業者の一部の情報があるだけであり、これから情報を充実させていくことが必要であるが、現段階ではハードルが高いと考えている。

<通番 16：指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止（文部科学省）>

(高橋部会長) 指定都市が特別支援学校を設置する場合、特別支援学校の設置義務を負う都道府県との調整は必要であろうが、なぜ強い規制である認可制としているのか。

(文部科学省) 規制緩和により円滑に特別支援学校を設置したいという指定都市もあるが、本来の設置義務を負う都道府県が責任を持つべきであり認可という調整の仕組みがあった方がいいと考えている指定都市もある。

(高橋部会長) 指定都市が「特別支援学校は都道府県が設置すべき」と考え自らは特別支援学校を設置しない場合、都道府県が認可を行う必要は生じない。認可制としているのは、意欲のある指定都市が特別支援学校を設置しすぎると、専門家の配置などの都道府県の計画との関係で問題が生じる可能性がある、と考えたためではないか。

(文部科学省) 対象の児童生徒数は増加傾向にあり、都市部の高等部の生徒数は近年特に増加しているため、どの地方公共団体も、整備を進めなければならないという認識はある。その中で、都道府県の認可を廃止し、指定都市が自由に設置できるようにすべきという意見がある一方で、都道府県に設置義務を負わせるとともに認可権を与えることにより都道府県が主体的に整備しているところ都道府県認可を廃止すると指定都市の区域内において特別支援学校の整備が進まなくなるおそれがあるという見方もある。このため、指定都市のある都道府県や、指定都市市長会の総意を確認した上で、届出制に変更しても差し支えないことが判明すれば、必要な措置を講じたい。

<通番 17：市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲（文部科学省）>

(高橋部会長) 審査を市に委託することで、都道府県において審査を行わず認定のみを行っているという事例について、その場合は、都道府県は認定権者として、市から提出された案件を自動的に追認しているのか。

(文部科学省) そのとおり。

(高橋部会長) そのような実態であれば、市において実質的な審査が終了するのであるから、認定権限を移譲しても問題ないのではないか。

(文部科学省) 指定都市及び中核市の意向がわからないため、この場でも聞いてほしい。

(米澤参事官) 現在、当室から地方六団体に意見を聴取している。

(高橋部会長) 提案されているのは権限移譲であり一部事務の委託ではないため、指定都市及び中核市からの意見聴取において問題ないと確認できれば、文部科学省として法制化に向けて検討すると理解していいか。

(文部科学省) 都道府県、指定都市及び中核市において問題ないのであれば、制度改正も含めて検討したい。

(高橋部会長) 権限移譲された場合、就学支援金の交付金は、指定都市又は中核市に直接交付されるのか。

(文部科学省) 直接交付される。

(高橋部会長) 指定都市及び中核市に権限を移譲しても差し支えないと確認できた場合、文部科学省として適切な措置を講じてほしい。

<通番 50：県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（文部科学省）>

(高橋部会長) 県費負担教職員の人事権等の移譲に際して必要とされる、人事交流の広域調整の仕組みの構築について、検討は進んでいるのか。

(文部科学省) 市町村長や教育長の一番の関心は、優秀な教職員の確保にある。このため、大きな市の意見に左右されずに広域調整が機能するかという点を見極めることが必要となる。現在、条例による事務処理特例制度により人事権が移譲された大阪府豊能地区における調整の仕組みが機能するかを注視している。

(伊藤構成員) 平成 25 年 12 月の中央教育審議会答申のとおり、「中核市をはじめとする市町村」に移譲する方向で検討しているのか。また、その際、人事権と給与負担の関係についてどう考えるか。

(文部科学省) 理解が得ることができれば、移譲する方向で検討している。また、基本的には、人事権と給与負担はセットであると考えている。

(高橋部会長) 人事交流の広域調整の仕組みについて、様々な類型を想定して検討するべきではないか。

(文部科学省) 大きな市の周りの郡部の教職員の質の担保という観点から、県費負担教職員制度を上回る制度は、考えられない。人事権等の移譲の希望があれば、まずは地方教育行政組織運営法に基づく条例による事務処理特例制度を活用してほしい。

(高橋部会長) 都道府県から指定都市への権限移譲の際には、広域調整に関する議論はなかったのか。

(文部科学省) 教職員の人事権については、戦後に一度市町村に移譲されたが、給与負担については戦前から国と都道府県で折半するという制度であったため、現在の教育委員会制度が設けられた昭和 31 年に、市町村から都道府県に再び人事権が移譲された。その際、現在の指定都市制度になる前の五大市では、すでに独自で人事をおこなっていたため、5 大市に人事権を残した。

(高橋部会長) 質の高い教職員の獲得が競合すると、なぜ広域調整が機能しなくなるのか。

(文部科学省) 現在のように、まずは市町村間で協議した上で、人事権を持つ都道府県が最終的に決定すれば、市町村としても「人事権を持つ都道府県が決めた」と納得する。しかし、人事権が移譲された地区の中で、市町村が対等な立場で協議するのみとなった場合、どこまで調整できるかを注視しなければならない。

(高橋部会長) 豊能地区では、平成 24 年 4 月に人事権が移譲されてから何度も人事異動を繰り返しているため、協議の実態は既に把握しているのではないか。

(文部科学省) 人事異動は年 1 回であるため、人事異動についての個別の課題については聴いていない。採用選考や管理職選考、法定研修などを地区内で完結させるのに精一杯と聴いている。

(高橋部会長) 豊能地区には人事異動の広域調整の懸念がないため、完全な自立を目指して採用等の努力をしているのではないか。

(文部科学省) 豊能地区の 5 市町の中で不満等の意見があるのかは、まだ把握していない。また、中央教育審議会においても議論されたが、広域異動の多くない豊能地区だけではなく、離島等のへき地を抱え、広域異動の多い地域でも問題が起きないかについても確認しなければならない。

(高橋部会長) 地方公共団体から提案が提出されていることを踏まえ、再度中央教育審議会において検討を急ぐべきではないか。

(文部科学省) まずは豊能地区において問題がないとの確証を得てから、中央教育審議会における検討に移りたい。

(高橋部会長) 今後地方六団体を含めて意見を聴取するが、多くの中核市から積極的な意見があれば、検討に着手するのか。

(文部科学省) 中央教育審議会でも、町村等について懸念があったため、その点についても意見を聴取してほしい。

い。

(高橋部会長) 教職員であれば、離島等においても教育経験を積み自らの教育能力を高める機会があるはずだが、それ程の障害になるのか。

(文部科学省) 生活本拠地からの引越しができない範囲で勤務したいと考える者が多いため、へき地で勤務することが制度化されていない都道府県において、新たな広域異動のための仕組みを構築することは容易ではない。都道府県から中核市等に人事権を移譲し、都道府県による調整の対象が郡部のみとなった場合、人事がうまく回るようにする必要がある。

(高橋部会長) しっかり交渉すれば、何度かは生活圏を越えて広域異動するという合意ができるのではないか。

(文部科学省) 現在の仕組みは、人事権を持つ都道府県が調整した結果に市町村が従うというものである。対等な地方公共団体間の調整となった場合、大都市から「行きたい教職員はほとんどいない」などと言われた場合であっても必要な人事交流を行う具体的な制度設計がなく、町村が憂慮している。

(高橋部会長) 豊能地区に限らず、条例による事務処理特例制度による人事権の移譲を積極的に推進する考えはないか。

(文部科学省) 積極的な意見があった場合、周りの市町村も同様の意見であるかを確認したい。

(磯部構成員) 指定都市は市内で人事を行い、他の市町村は都道府県が人事を行うという現行制度に弊害があるのではないか。条例による事務処理特例制度により部分的に進めるよりも、地域の連合を設け人事を行う方がいいのではないか。県費負担教職員制度という仕組みに限界がある。

(文部科学省) 広域調整権限を持つ都道府県が公平な立場で調整するという現行制度を上回る制度があれば、提案していかなければならないと考える。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)